

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月 7日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月 2日から 令和 8年11月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年11月17日 午前 9時00分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年12月 8日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8年11月19日 午前10時00分から 令和 8年11月19日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	500, 000 400, 000	一括	100, 000	3, 839	0
1	390, 000				
2	110, 000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 高崎市寺尾町字姥山 |
| | 地 | 番 | 1901番6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 299.00平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 高崎市寺尾町字姥山 |
| | 地 | 番 | 1901番4 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 5978平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月22日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。同人所有の売却対象外未登記建物（種類：居宅，構造：木造瓦葺平家建，床面積：約86.61平方メートル）が本件土地上に存在する。

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 高崎市寺尾町字姥山 |
| | 地 | 番 | 1901番6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 299.00平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 高崎市寺尾町字姥山 |
| | 地 | 番 | 1901番4 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 5978平方メートル |



令和 7 年 (ヌ) 第 18 号
令和 7 年 10 月 24 日受理
令和 8 年 5 月 8 日提出

現況調査報告書

(物件 1、2)

前橋地方裁判所高崎支部

執行官 狩 俣 辰 男 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 高崎市寺尾町字姥山

地 番 1 9 0 1 番 6

地 目 宅地

地 積 2 9 9 . 0 0 平方メートル

2 所 在 高崎市寺尾町字姥山

地 番 1 9 0 1 番 4

地 目 山林

地 積 5 9 7 8 . 0 0 平方メートル

(土地用)

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲	■全部 ☐		
占有者	☐ 債務者 ■B		
占有状況	☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐		
■関係人(■B(占有者))の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原	☐ 賃借権 ■使用借権 ☐		
占有開始時期	■昭和46年ころ (公課証明書上の建物建築年)		
最初の契約日	■昭和46年ころ		
契約等期間	■昭和46年ころから ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし		
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現在の契約等期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし		
契約等貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()		
当事者借主	■占有者 ☐ その他の者 ()		
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)		
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)		
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐		
その他			
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		
■占有開始時期の土地の所有者は本件債務者の祖父、件外建物所有者はBの父である。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件1関係)	
所 在	群馬県高崎市寺尾町1901番地6
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	木造瓦葺平家建
床 面 積 (概 略)	約86.61㎡
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (B) ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 昭和46年ころ (公課証明書上の建築年) ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (Bの父) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	☒ 公課証明書上の所有者はBの父Cであるが、Cは昭和63年に亡くなっていることから、相続人であるBが建物所有者となる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (件外建物所有者)	1 私は物件1の土地にある件外建物の所有者です。課税上の所有者であるCは私の父で、昭和63年に亡くなっています。 2 物件1の土地については債務者の祖父の代のときから無償で借りています。親戚同士なので口約束です。契約書はありません。契約期間の定めはありません。 3 この件外建物は令和9年ごろに壊す予定です。お金がないので高崎市からの補助をもらってやるつもりです。 4 この件外建物は平成29年ごろから空き家となっています。 5 件外建物内に残っているものはすべて処分する予定です。 6 私は現在高崎市外に居住しています。 以上

執行官の意見

■下記のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図及び添付した写真のとおりである。

2 物件1の土地上の目的外建物

(1) 物件1の土地には土地に定着している建物があるが(写真①)、前橋地方法務局で物件1及び2の土地上の登記建物の有無を確認したところ、登記建物はなかった。よってこの建物は未登記建物となる。土地の差押えの効力は土地上の建物には及ばないことから、この未登記建物は売却対象外となる。

(2) 上記未登記建物の所有者等を確認するため、高崎市役所において、物件1の土地上の課税対象となっている未登記建物の公課証明書を交付申請したところ、所有者がCとなっていることが判明した。

(3) C宛に照会書を送付したところ、上記件外建物を年末に見に来たCの息子のBがポストで当職の照会書を発見し、同人からの連絡で5枚目記載の内容を電話聴取することができた。

(4) 物件1の土地について全部を利用するためには、上記未登記建物を所有者から買い受けるか、収去を求める必要があることを買受人は留意されたい。

3 その他

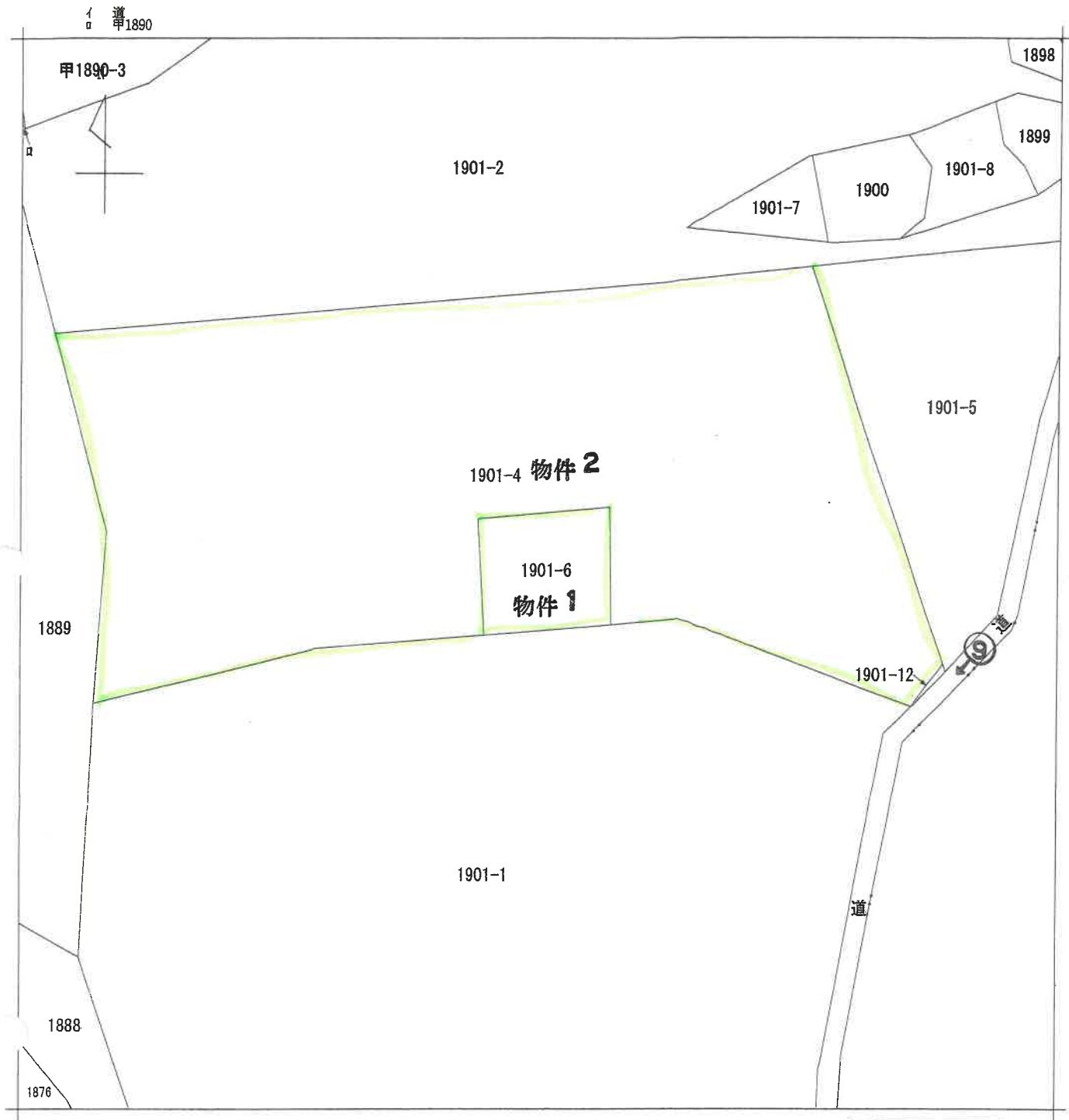
物件1及び2の土地所有者であるAについては事務連絡や照会書を送付したが、いずれも応答がなかったことから陳述をえることができなかった。

以 上

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法
令和7年10月28日(火) 14:11 - 14:19	前橋地方法務局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 本件土地上の登記建物の有無調査 ☐
令和7年10月30日(木) 9:00 - 9:07	高崎市役所 資産税課	☒ 土地家屋現況図交付申請 ☐ ☐
令和7年11月10日(月) 14:13 - 15:03	物件所在地	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 立入調査 写真撮影 ☐ ☐
令和7年11月11日(火) 11:15 - 11:27	高崎市役所 資産税課	☒ 物件1の土地上の未登記建物の公課証明書交付申請 ☐ ☐
令和7年11月11日(水) 11:45 - 11:54	前橋地方法務局高崎支局	☒ 物件1の土地の閉鎖登記簿謄本交付申請 ☐ ☐
令和7年11月19日(水) -	執行官室	☒ 債務者に照会書発送(切手110円×2枚使用) ☒ (上記照会に対する回答なし) ☐
令和7年12月11日(木) -	執行官室	☒ 物件1の土地上の件外建物所有者へ照会書発送 ☒ (切手110円×2枚使用) ☐
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(7 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
寺尾町

請求部	所在	高崎市寺尾町字姥山				地番	1901番6			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方務局高崎支局管轄)

令和7年7月31日

さいたま地方務局

地図整理番号：M92641

登記官

(1/1)

A3をA4に縮小コピー

(8 枚目)

←○ 写真撮影位置・方向



件外未登記建物

① 外観
(物件1)



②件外工作物



③屋敷稻荷



④廃棄軽貨物車



⑤道路への通路

物件2（地番1901番4）の土地



物件1への通路入口部分

⑥道路



⑦ 外観
(物件 2)

物件 1 (地番 1 9 0 1
番 6) の土地



⑧ 外観
(物件 2)



⑨ 道路

物件 2 の土地への
入口

令和 7 年 (又) 第 18 号
令 7 年 11 月 14 日 現 地 調 査
令 8 年 1 月 29 日 現 地 調 査
令 8 年 5 月 8 日 評 価
評価書番号 第 2025-025-001 号
物件1、2

前橋地方裁判所高崎支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

神 林 宏 明 印

第1 評価額

一括価格	
金 500,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 390,000 円
物件2（土地）	金 110,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の価格は件外未登記建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	高崎市寺尾町字姥山 1901番6 宅地 299.00 m ²	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	高崎市寺尾町字姥山 1901番4 山林 5,978 m ²	同左
特 記 事 項			
	・物件1には件外未登記建物（種類：居宅、構造：木造瓦葺平家建、床面積：約86.61m²、築年：昭和46年頃、所有者：物件1と異なる個人）が存在する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	J R 高崎線「高崎」駅の南西方道路距離約4,600m。 (別添「位置図」参照)	
付近の状況	高崎市内の観音山丘陵地帯にある山林等が広がる中に農地、一般住宅や農家住宅が見られる地域。北～西～南方が下り傾斜地勢である。地域に特段の変動要因はなく、今後も現状維持で推移すると思われる。	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 用途指定なし 70 % 200 % — 物件1・・・大半が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）。立地適正計画（誘導区域外）。宅地造成等工事規制区域。 物件2・・・北側部分が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）。一部が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）地域森林計画対象民有林。
画地条件	物件1, 2は間口約7～8m、奥行約90～123mの規模が6,277㎡の形状が不整形地な中間画地。物件1は東西約30～31m、南北約17～27mの規模が299.00㎡の形状がほぼ長方形地な無道路地。敷地内は概ね平坦だが、東側隣地の物件2より低く、北側および南側隣地は竹木が鬱蒼と繁茂する急峻な下り崖地。西側隣地の一部が盛土され小高い箇所があるが、その西方は竹木が鬱蒼と繁茂する急峻な下り崖地。物件2は東西で約90～123m、南北で約47～53mの規模が5,978㎡の形状が不整形地な中間画地。主に竹木が繁茂する山林に所在し、国土調査による地籍図は未整備で、航空写真、森林計画図、住宅地図、公図（旧土地台帳附属地図）、地積測量図、土地家屋現況図等によっても、登記記録の地積は縄伸びもしくは縄縮みの可能性がある事に留意する。	
接面道路の状況	物件2の南東側で幅員約1.8～2mの舗装・一部未舗装（建築基準法第42条2項道路）に、接面する不整形地な林地および宅地である。物件1, 2ともに道路地より低く高低差がある。物件1は宅地であるが市道認定はなく、建築基準法の取り扱いもない無道路地で、東側で物件2の一部である現況幅員約2～3mの未舗装の通路を介在して、東方の市道に接続している。	

土地の利用状況等	物件1は件外未登記建物の敷地として利用され、物件2は主として竹林が繁茂する急峻地勢の山林。物件1, 2ともに土地境界は判然としない。利用権原は現況調査報告書および特記事項参照。周辺土地は山林、一般住宅、農家住宅等。占有者は現況調査報告書参照。	
立 木	物件2は西部環境森林事務所の森林係に照会したところ、林種、樹種、林齢、施業履歴等の情報は回答出来ないとの事で詳細は不明だが、現地調査から林種は概ね自然林、樹種は竹、雑木である。	
供給処理施設	水 道	あり
	ガス配管	なし
	下 水 道	なし
(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。		

特 記 事 項

- ・ 物件1の差押時に件外未登記建物は存在するが、土地所有者と建物所有者は異なるので件外未登記建物の敷地利用権は法定地上権が成立しないと思料される。賃料の授受はない無償使用であるため使用借権に留まる。
- ・ 高崎市役所の開発指導課によれば、物件1は線引前宅地に該当し、再建築の際には「既存宅地内建物」の要件を充足する必要があるが、物件1の大半は土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に該当し、40以上の建築物が60メートル以下の敷地間隔で連たんしている区域内に位置していないため「既存宅地内建物」に該当せず、開発許可は取得できない可能性が高い。買受に際しては、事前に関係各課での詳細な相談・調整等が必要になる事に留意されたい。
- ・ 高崎市役所の建築指導課によれば件外未登記建物の建築確認申請、検査済証の履歴はいずれもない。また、物件1は群馬県建築基準法施行条例第5条（通称がけ条例）に該当する可能性があるとの事である。
- ・ 物件1に売却対象外の動産として件外工作物（木造トタン板葺、物置、約16㎡）が存する。
- ・ 物件1の南東側に廃棄軽貨物車が1台残置されている。
- ・ 物件1の北西端に売却対象外の動産として屋敷稲荷が存する。
- ・ 物件2は前橋地方法務局高崎支局で立木登記はないと回答。現地調査の範囲では明認されている立木は確認出来なかった。明認が差押前に施されていれば評価対象外となり、差押後であれば、評価対象となる事に留意する。
- ・ 物件2の画地条件で物件の東西と南北の長さ、地積は記載しているが、現地調査や各種資料等によっても正確な位置、境界、範囲等の確定は判然としない。公図と土地家屋現況図では形状、接道状況が異なるが、高崎市役所の建築指導課等は公図が前提との事。国土調査等の正確な測量により異なる可能性があり、買受人は必要に応じて本件土地の測量を実施されたい。
- ・ 森林の売買等を行う場合には群馬県水源地域保全条例に基づく事前届出が必要になる事に留意する。
- ・ 高崎市役所の文化財保護課によれば、物件1, 2は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
- ・ 土壌汚染の可能性について調査したが、土壌汚染対策法の規定による要措置区域または形質変更時要届出区域の指定の事実はない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

本件は宅地と山林で一体利用されているが、地価水準が異なるため、それぞれ標準的画地の標準価格を査定し、次に対象地の個別的価格形成要因を分析し、対象地価格を下記のとおり査定した。

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地等の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (円) ア×イ×ウ×エ
1	9,200	0.54	299.00	0.70	1,040,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高崎-21

物件 公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
1 26,200 円/㎡ × 99.7 / 100 × 100 / 100.0 × 100 / 285 = 9,200 円/㎡

- ◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正 : 方位等の画地条件を考慮した結果、格差なし。
- ◇ 地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政等各要因を考慮した。

イ 個別格差

1 : 0.54 用途規制、土砂災害警戒区域、高低差、利用状況等

ウ 地 積 : 登記記録数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮して査定。

(2) 土地価格（物件2）

目的土地等の更地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	更地価格 (円) (円) ア×イ×ウ
2	67	0.65	5,978	260,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 群馬(林)-1

物件 公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
2 61 円/㎡ × 98.7 / 100 × 100 / 100 × 100 / 90 = 67 円/㎡

- ◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正 : ない
- ◇ 地域格差 : 街路・交通接近・自然・宅地化・行政等各要因を考慮した。

イ 個別格差

2 : 0.65 形状、土砂災害（特別含む）警戒区域、傾斜、利用状況等

ウ 地 積 : 登記数量による。

立木については、土地の定着物とし、土地と一体として査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について土地利用権等価格を控除し、さらには競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格または更地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		ア×イ
1	1,040,000	0.10	使用借権	104,000
2	260,000	0.00	所有権	0

イ 土地利用権等割合：

- ・ 物件1 土地利用権等は使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。
- ・ 物件2 土地利用権等は所有権と判定し、その割合を0%と査定した。

② 評価額

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市場 修 正	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
	ア	イ	ウ	エ	オ	
1	1,040,000	-104,000	-	0.70	0.60	390,000
2	260,000	0	-	0.70	0.60	110,000
一括価格 (合計)						500,000

ウ 占有減価修正 ： 特にない

エ 市場性修正 ： この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、山林と宅地の一体地、件外未登記建物の存在など、なお市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正 ： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

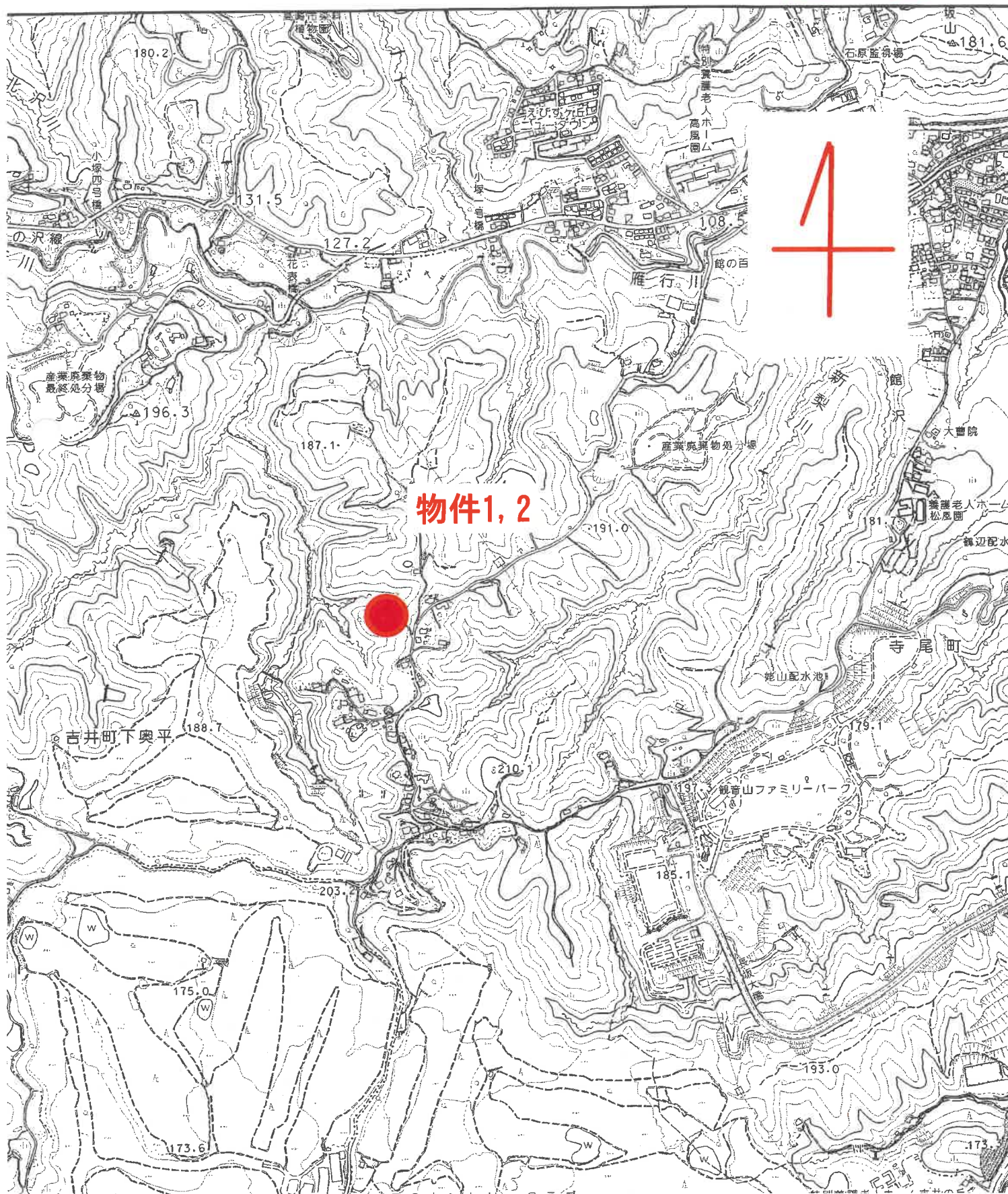
第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 (高崎 - 21)
所 在 : 群馬県高崎市阿久津町字新田田1136番1
価 格 : 26,200 円/m²
位 置 : J R 高崎線「倉賀野」駅の南方道路距離約1,700m。
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 666 m²
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北西 6.0 m 市道
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域 用途指定なし
(建ぺい率 70 % 、 容積率 200 %)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅と農家住宅が混在する住宅地域
- 2 地価調査価格 (群馬 (林) - 1)
所 在 : 群馬県高崎市倉渕町川浦字大萱3297番1
価 格 : 61 円/m²
位 置 : J R 高崎線「高崎」駅の北西方道路距離約28.4Km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 5,041 m²
周辺の土地の利用状況 : 標高650m、北東約20度傾斜で、50～60年生の杉人工林地域
利 用 の 状 況 : 用材林地
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外 地域森林計画対象民有林
(建ぺい率 - % 、 容積率 - %)

第7 附属資料

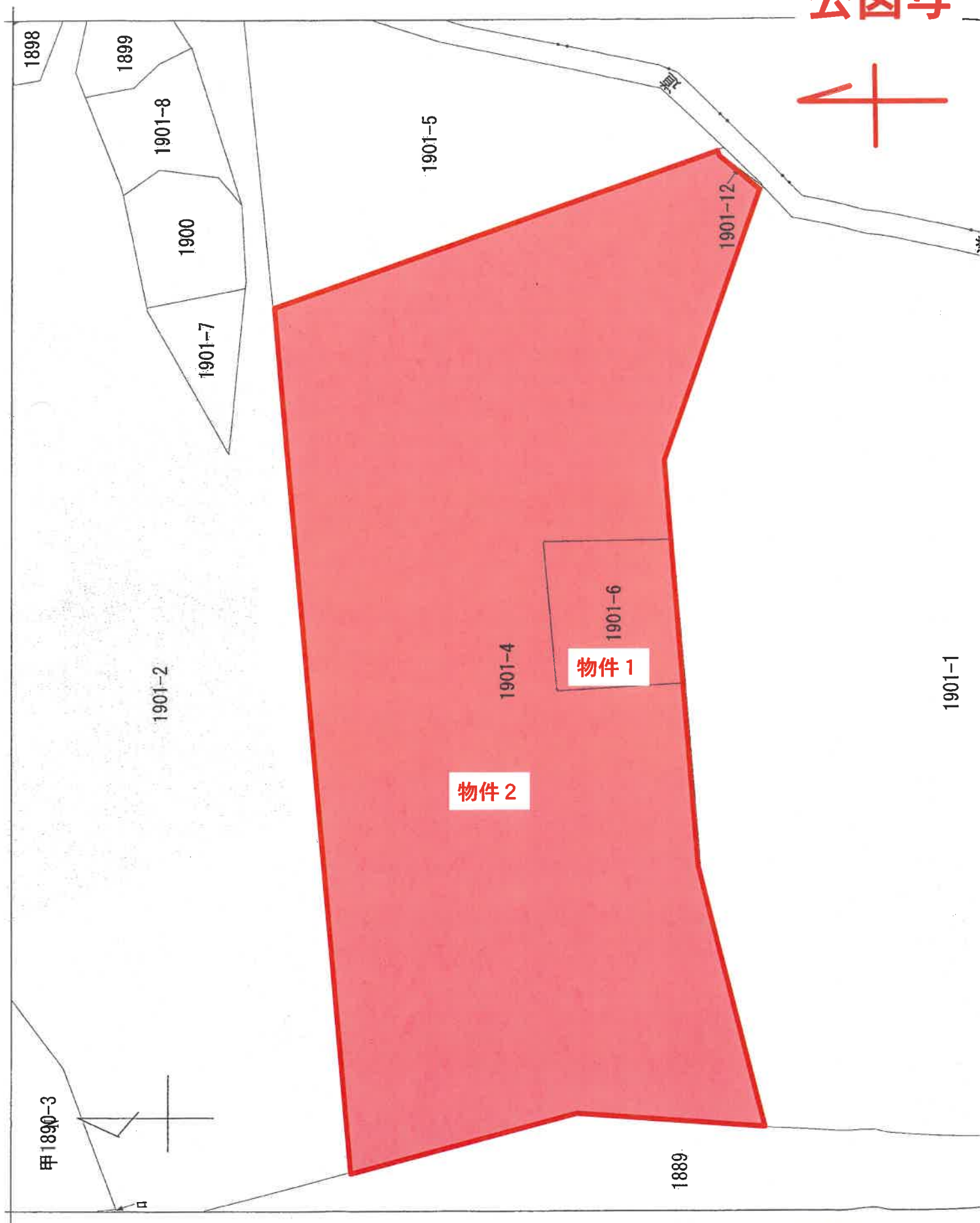
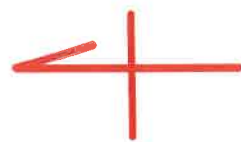
- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 土地建物位置関係図

位置図



高崎市都市計画基本図より
縮尺 1/10000

公図写



旧土地台帳附属地図より
縮尺 略1/600

土地建物位置関係図

4

